

# ほけんだより 1月号特別版

コロナウイルスの感染が急拡大しています。我孫子市の欠席の扱いに関して、再度お知らせいたしますのでご承知おきください。

## 【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について】

|                                      |                                                |
|--------------------------------------|------------------------------------------------|
| (1)感染が判明した場合                         | 治癒するまで出席停止（約10日間）                              |
| (2)濃厚接触者に特定された場合                     | 保健所が自宅待機を求めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間が基本)出席停止 |
| (3)発熱や風邪症状で休養する場合                    | 出席停止（解熱後2～3日は休養することが望ましい）                      |
| (4)同居する家族に発熱や風邪症状がある場合               | 出席停止                                           |
| (5)同居する家族が濃厚接触者に特定された場合              | PCR検査の結果が判明するまで出席停止                            |
| (6)生徒または同居の家族が医師や保健所の指示でPCR検査等を受けた場合 | PCR検査の結果が判明するまで出席停止                            |
| (7)ワクチン接種のため欠席する場合                   | 特欠                                             |
| (8)ワクチンの副反応で生徒本人が発熱している場合            | 出席停止（解熱後2～3日は様子を見る）                            |
| (9)ワクチンの副反応で家族が発熱している場合              | 出席停止                                           |